

## 近世後期における豪農商層の経済倫理と地域社会認識（下）

（備後福山の義倉設立と運営をめぐって）

中山富広

はじめに

- 一 義倉の成立と運営をめぐる藩と調達人たちの綱引き
    - 1 「義倉発端手続」と河相周兵衛
    - 2 「救法目論見」と「義倉一件伺書写シ」
    - 3 義倉の運営と福山藩（以上、二四三号）
  - 二 義倉と地域社会
    - 1 義倉貸銀と地域社会
    - 2 義倉田と地域社会（以上、二四九号）
    - 3 社会事業の展開
- おわりに（以上、本号）

## 二 義倉と地域社会

### 3 社会事業の展開

#### (1) 教育・学問の補助

義倉仕向銀の概略 いうまでもなく義倉の主要な目的は各種の補助と窮民の救済にあった。「救法目論見」によれば、貸付銀二〇〇貫目の利足二〇貫目の中から「神社仏閣修覆料」一貫目、家中への仕向銀と「義倉掛り年番の御家中御役料」計六貫二六〇目、「在町旧家の者共へ御救料」一貫目など七項目一四貫六〇目が支出されることとされていた。そして実際に早くも初年度となる文化二年から神道と仏学の講釈が企画・実施され、その後、文化七年には書籍購入費も追加されて各種の社会事業補助が広く展開された。図4はその実施期間を示したものであるが、図には「年番家中役料」以下、諸役料と調達人への御下米銀（配当金）も示しておいた。図に

明らかかなように文政年間から天保・弘化年間にかけて相次いで中止となった。これは義倉で赤字決算が続いたこと、また窮民への救米を積み立てるために、これらの事業が「休年」とされたのであった。しかし嘉永二年前後からはほぼ全面的に復活する。

ところで周兵衛ら義倉の設立者たちはこうした社会事業に對してどのような認識を持っていたのであろうか。儒学講釈を手がかりとしてみよう。

一、儒道の儀兼て不出情にて、既に神辺学問所へ諸生十人居り候えば、九人は他所ものにて御座候、何卒在町共相進み出情仕り候様永年の御教え方御考え合い成し下され度、式拾ヶ年計りも怠惰無く教え候はば追々達人出来、其の後は見るも聞くも学文沙汰に相成り銘々磨き合い申すべくと存じ奉り候<sup>〔1〕</sup>

これによれば、神辺の廉塾塾生の大半が他所者であり、福山地方では庶民の学問熱が低いこと、したがって百姓・町人に二〇年ほど「出情」させれば、「学問沙汰」の風土が形成されるとしているのである。では「学問沙汰」になり「銘々磨き合い」という学問の浸透に、義倉は何を期待したのであろうか。もちろん儒学の「達人」を育成する自体も目標であったが、「達人」の育成を通じてその「達人」たちが百姓・町人の道徳心を向上させることに期待をかけたものと思われる。先の引用文に続けて深津郡市村の事例が紹介されているが、「市村に元亭と申す」医者がいた頃は「若もの共本読み

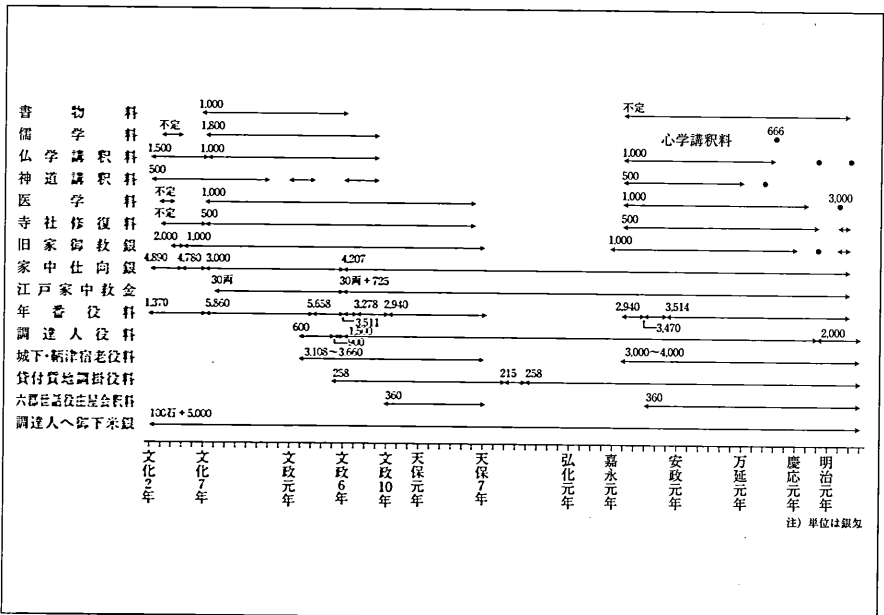


図4 義倉の仕向銀および役料の実施年

居り候、草刈の子共が子の曰くとうたい居り候処、其の医なく成ると其れ捨て申し候」と述べ、また「下戸も上戸も皆其の里長たるものの風俗になり申し候」と、知識人や村役人の影響力を重視していたのである。

そうした村役人や知識人を通じてでなく、直接的にも庶民の教育にあたろうとした。当初儒学料で心学道話が実施されたことがそうである。嘉永二（一八四九）年からも「心学の儀は下賤のもの共早道の学問にて、誠に便利の教諭に付き永々講釈御座候様仕りたく存じ奉り候」と、儒学料を廃し「心学講釈趣法」を目論んだ。そして「目論見の通り永々懈怠無く講釈御座候へば、万民取立の一助にも相成り、且は御他邦への御外聞にも罷り成り申すべしと存じ奉り候」と、「万民取立」となることを強調している。ここでの「万民取立」とは、下層の庶民に至るまで各職分に応じた相應の生計を立てることができると意図している。つまり道德心<sup>11</sup>勤勞道德を培わせることで、職分を全うする勤勉な庶民の創出を描いていたものと思われる。

**儒学料と心学** 儒学料の執行は文化三年から始まった。図4では儒学料は不定となっているが、「救法目論見」では二貫三〇〇目とされていた。この年の義倉年番掛りの鉄屋三右衛門・小野門左衛門らは同年四月に、「京都より手島学の先生相招き、町在最寄宜敷場にて講談仕らせ度」と願ひ出、六月には「義倉儒者講釈料の内を以て中条村天野栄吉相招き、町方に於いて子供素読并に講釈仕らせ度」と願ひ出た。これ

らはすぐに認可となり、天野の「経書購読」は六月から毎月一五日ずつ実施された。ただしこの費用は儒学料ではなく医学料から一貫五〇四匁余が支出されている。一方、心学講釈は八月に手島堵安の弟子であつた上河原蔵（淇水）・中沢道甫、および弟子越後屋太兵衛を招き、九月六日から城下の鉄屋五郎右衛門宅で講釈が開かれた。翌四年も天野栄吉の「素読講釈」と心学講釈が実施された。心学講師は大坂の村井幽清であつた。その翌五年は天野栄吉の講義はなくなり、心学講釈は中沢道甫を講師として、九月十七日から鉄屋五郎右衛門宅で実施されている。

ところで文化五年暮に義倉資金が藩当局に吸い上げられ、それを機に調達人が義倉の運営に参加することとなつたことはすでに述べたが、調達人たちは文化七年二月に「義倉取行い方愚意の覚」と題して諸仕向銀を改訂した。これによって儒学料は、一貫五〇〇目を「先生」へ、一五〇目ずつを「句読師」二人へ、計一貫八〇〇目とされたのであつた。この先生が菅茶山を指すのかどうか判断できないが、この年から文政十年に中断されるまで「儒学御仕向銀、菅太仲手合い渡しの分大御目付様へ相渡す」こと、すなわち廉塾へ渡すことで儒学料とすることとしたのである。文化六年大晦日から頼山陽も廉塾に寄寓しており、これは茶山と周兵衛の懇意さによつて実現したものであろう。

ところで弘化二年から諸仕向銀の復活が話題にのぼつてくるが、図4からもうかがえるように、儒学料に関してのみ義

倉からの復活の願いが抜け落ちていたのである。これはどのような理由によるものであろうか。世代交代で調達人と廉塾の關係が希薄になったこともあろう。しかしこのときの義倉は、かつて周兵衛らが運営に参加する以前の文化三〇五年の年番掛りと同様、心学講釈に心惹かれたのである。嘉永二年の口上覚に「御城下にて近年本心学先生請招、道話講釈執行相初め候段寄特の事に存じ奉り候」とあるように、城下の町人たちが心学講釈を開催していた。義倉は城下の宿老たちと話し合い、この心学講釈を永續させるため、嘉永二年から五年間義倉が毎年五〇〇目ずつ、城下の有力者が一か月一匁を一口として一五〇口（年間一貫八〇〇目）を六年間醸出して利殖をはかることとした。この趣法の最終年度にあたる安政元年末には一〇貫目余の講銀となり、この利息（七〇〇目程）で講釈を実施することとしたのである。ただしこの主催は町方であるため、以後義倉の記録には表れない。

**仏学講釈料** 仏学講釈料は当初の計画では、「上方より名高き能化相迎え」、春に一〇〇日、秋から冬にかけて五〇日、城下の寺院で「諸宗に通じ候講釈」を行わせるといふもので、講釈料として一貫五〇〇目を予定していた。文化二年には高野山釈迦文院が招かれ、開講日は分からないが五月二十五日まで講釈が行われた。翌年は真宗の担当となったが、この年も秋冬には実施されなかつたようで、そのためか文化七年の趣法替えでは一貫目に減額されている。

文政十年に中断となるまでの講釈を一覧したものが表10で

表10 仏学講釈の実施状況

年代	宗派	引受寺院	講 師	
			講	師
文化2年	真言	明王院	高野山釈迦文院	
3	真宗	光善寺	播磨龍野宝林寺	
4	真言	観音寺	大和海印寺村・直然	
5	法華	妙政寺	京都妙伝寺	
6	真宗	最善寺	筑後柳川万福寺・大宣	
7	浄土	定福寺	山城下嵯峨正定院・立道	
8	曹洞	賢忠寺	山城宇治光聖寺・玄核	
9	真宗	光善寺	沼隈郡藁江村大東坊・大度	
10	真言	観音寺	備前岡山桑師院・光雲	
11	法華	-	(中止)	
12	真宗	最善寺	近江神崎郡北庄村行願寺・惠観	
13	真言	観音寺	明王院・広眼	
14	曹洞	〃	〃	
文政元年	真宗	泉龍寺	備後三原法常寺	
2	法華	光照寺	安芸賀茂郡川尻村光明寺	
3	浄土	長正寺	備前岡山妙勝寺・日定	
4	真宗	洞林寺	長州西門寺・承誉	
5	真言	最善寺	島前中津古城正行寺・大舎	
7	曹洞	円照寺	讃岐塩飽正覚院	
8	真宗	泉龍寺	尾張山崎駅黄龍寺	
9	真言	光善寺	?	

注)「義倉録」一番、「義倉勘定帳」(各年度)により作成。

ある。文化五年、京都法華宗妙伝寺が「案外住持仰山の仕構えにて相見え」たため、「甚だ入用相増」すという事態になり、一貫五〇〇目では賄いきれなくなった。雑費は「門中割り」で処理したが、二七〇目の不足となった。法華宗寺院門中はこれは「全く講釈方」に関わる不足分であり、「聴衆方へ割合候も如何わしく」思うので義倉に出銀してもらいたいと願い出たのであった。これに対して落は却下したが、その回答が興味深いので次に引用しよう。

尤も仏学講釈の儀右駄御定めの外増銀遣わし候ては、已來の形にも相成り申すべく候、勿論下地真宗講釈の節増

銀四百目相渡し遣わし候義もこれ有り候、其の節は右講積も繁講いたし、諸国僧徒も段々罷り越し聴聞いたし候傍ら、御主意にも相叶い候と申すもの故、増入用の儀承り済まし遣わし候処、当年の法花宗講積の儀は聴衆も数無く、諸事面白からざる振合、且つ他国の僧等罷り越し候義も承らず、元來御趣意に違ひ候取計い方に付き、入用に相違もこれ有る間敷候え共、此の度は承り済ませ難く候

すなわち真宗の講積に比べて聴衆もはなはだ少なく、また具体的内容はわからないが、「諸事面白からざる振合い」もあつたことがその理由であつた。この回答でふれられている真宗の講積は文化三年のときである。この年は三業惑乱が決着した年であり、真宗教義への関心が高かつたのであろうか、三九二匁の増銀が支出されていたのであつた。

法華宗二回目の年番となつた文化十一年、前回の費用負担のしりりがあつたのか、法華宗の世話役寺院から「指し支えこれ有り」という報告を受けて中止となつた。そしてこれを知つた真宗光円寺（分郡下岩成村）「法中十二か寺」（宜山法中）が、この年の講積料を譲り受けて、これを義倉に預けて利殖してもらひ、この利足で毎年三〇日ほどの「真宗一派の講談」を実施したいと願ひ出て許可されている。義倉ではこうした仏道講積を「諸国にても名高く有難かり吹聴仕り居り候」行事であると思つていたが、文政四年には「兎角不出精、永々年毎に怠慢無く相統仕り候様御執り計らい成され度」と

苦言を呈している。

なお嘉永二年に再開された後は文久三年まで毎年実施された。宗派の年番は社役所においてくじ引きが行われ、真宗西派、法華宗、真言宗、禅宗曹洞派、真宗東派、浄土宗という順番となつた。ちなみに文化二年からの実施回数を宗派別にみると真宗が一三回で最も多く、次いで真言宗の九回、禅宗（曹洞宗）が七回、法華宗と浄土宗が四回ずつであつた。ただし驚くべきことは、前述の文化十一年に認可された宜山法中の「真宗一派の講談」が、講積料一貫目を支給される「本講」に対して「枝講」と称して五〇年以上も続いていたことである。毎年一〇日間ではあつたが「宗意研究」を行つていたのである。義倉はこれに対して慶応三年、これまで三年間本講が休年となつていたので、この法中に一貫目を支給したのであつた。

神道講積料 神道講積は当初より春に五〇日実施することとし、費用は五〇〇目とされた。社人は「上方神学師」か、または備中笠岡小寺常陸を迎えることとした。領内の郡村部の社人は「別けて貧者多く、神職の間は農業」に従事していたので、「春も遅く相成り候えは出席も難渋」がちに成るので、義倉では「別けて早く仕らせ度」と配慮していた。また周兵衛らは、講積期間中には「毎日御寺社御手代中様」が一人出席することで、参加者が「出情仕り」講会自体が盛会となるように要望し、開講日には「御上御武運御長久の御祈祷」を、満講の日には「五穀成就万民安全」の祈念を行うことと

した。<sup>20</sup>

第一回目となった文化二年の講釈は、他所より講師を招くには時間がなかつたので、輓の中須賀陸奥がひとまず勤め、五〇日に満たない分は秋に実施された。翌三年には計画通り国学者として有名な小寺常陸が招かれ、二月から講釈が始められたが、翌四年には「此の度相雇い候にてはこれ無き」白岩織部が講釈することとなった。白岩は美作国吉野郡宮本村の荒牧大明神の神主で、講釈の世話人であった西宮社の池田大和が、「いつにても罷り越し呉」と「噂仕置き候」ことに応じて福山に来ていたのであった。しかしこの「講釈聴衆も暇々御座無く候付き当春は相休み」となったのであった。池田大和は「折角罷り越し候付き、諸人の為にも相成り候神道大旨」を白岩に講釈させたいと願ひ出、四月十八日から五月四日まで講釈を執行させている。春先には聴衆が少なくて開催できなかつたが、「追々聴衆も多くこれ有り」と無事終了したようである。白岩の講釈が評判がよかつたのか、「上方神学者」の都合がつかなかつたのか分らないが、こののち白岩は文化八年まで講師を勤めている。

文化九年になって初めて「上方神学者」の講釈が実現した。このころ吉田家神学館守護職であった玉田主計らが安芸国各地で神道講談をさかんに行つており、その帰途福山に立ち寄つてもらうことになつたのであろう。この年からは郡部の社人が城下まで聴聞に来る負担を軽くし、かつ一般の聴衆にも講釈にふれさせたかつたからであらうか、各郡で七日ずつ、

残り八日を輓と城下町で交替で行うこととした。玉田らも急用で京都に帰つたりして予定より遅くなつたが、最後に四月二十五日から五月三日まで輓で八日間実施し、五〇日の講釈を終えた。<sup>21</sup>

図4に示したように文化末年と文政四年あたりで休講がめだつており、義倉では「神道講釈は相統方覚束無く御座候」と危ぶんでいた。この後も「不出精」であれば「法を替え、社人共の内若手御撰び出し、いかにも勤学仕るべきもの一ヶ年に式人宛、尤も吾人前式百五拾匁宛御下げ渡し、能き師へ御付け成され候はば追年には頗る神道者出来申すべき哉」と、趣法替えも視野に入れていたようである。しかし文政六年から九年まで笠岡の小寺監物（清之）らの講釈もあつてそのまま続けられた。

再開年となつた嘉永二年は、五月二日から七日間、伊予大三島の菅右京太夫が輓の祇園社で講釈を行い、同月二十八日から安芸賀茂郡御蘭宇村の長沼伊予が芦田郡下有地村、安那郡川北村、城下西宮社で講釈を行つている。<sup>22</sup>その後万延元年まで続けられるが、講師は嘉永六年と安政元年の玉田大膳しか判明しない。しかし沼隈郡の「沖注連組」が万延元年に義倉に提出した願書に、「例歳御下げ銀を以て講師玉田大膳相招き、御城下并に村々順番に講釈聴聞仰せ付けられ有り難く存じ奉り候」とあるので、ほぼ毎年玉田大膳が勤めていたと思われる。そしてこのときの彼らの歎願がきっかけとなつて講釈は隔年開講とされ、そのかわりに隔年ごとに国学書が購

入されることとなった。これはもちろん「郡中社人共兼て国学勤学仕り度候え共、いずれも手細暮しにて書物求め兼ね」ていたことに対応しようとしたものであった。<sup>25)</sup>

医学料 「教法目論見」(文化元年十一月)では、民間の医師五人を上方へ五年間留学させる費用として毎年一貫五〇〇目を計上していた。しかし文化二年正月、具体的な内容については「御医師方」の「御考え合い其の筋の御好み」、すなわち藩医の意見を採用してはどうかと義倉年番掛りは具申している。この具申がどう扱われたのか不明であるが、ともあれ正月二十日には、各郡医師惣代一人ずつ、城下の町医師惣代三名、鞆の医師惣代一人、それに年番掛り三人に鉄屋三右衛門と河相周兵衛が加わって集会となった。このときには上方遊学ではなく、「医学博識の先生他所より参り候はば厚く相願ひ、滞留中老若差別無く一統申し合わせ、治療の余力勤学仕るべき」ことを第一義としたのであった。そしてその「勤学」の場として「学舎」を設けること、医学修業は「過半儒学仕らず候ては成立」たないので、「万事儒医一同に混用」することなどを決定した。同月二十六日には郡別に医師を招集して、こうした義倉の医学料について説明を行った。

この文化二年は京都の橘石見祐を講師として招いたが、病気のため福山には下向できないことが四月になってわかった。下向の中止がまだわからなかつた三月の段階では、橘石が下向するまでは、「在中医師若輩の者相集り、傷寒論」研究会が自発的に催された。下向しないことがわかると、義倉

では医学書の購入を願ひ出るが、これは翌年まわしとされ、結局文化二年には医学料は支出されなかつた。翌文化三年は「儒学料と心学」の項目で前述したように、天野栄吉の儒学講釈と前年分としての医学書購入に一貫五〇〇四匁支出された。文化五年、義倉掛り年番と調達人の河相周兵衛は「医学執行の儀、今以て決気致さず」状態を憂慮していた。彼らは、「学舎」の構想を發展させた町医師惣代谷本玄察の「学問所」案を検討したが、結局採用されることなく、翌文化六年も医学料の支出はなかつた。

文化七年の趣法替えでは、一貫五〇〇目のうち五〇〇目が書物買入料に回されて一貫目となり、「医学執行旅行」費用として「御手医」(藩医)一人と「在町医」一人に五〇〇目ずつを支給することとなった。表11はその「在町医」への補助を一覧したものである。なお趣法替えが行われた二月の段階では、この年の医学料は見送りとされていたが、九月になって義倉は「未だ御究め御座無く、何卒御評決」をもって木村孝安に支給してもらいたいと伺い出ている。こうして初回は府中市の木村孝安の遊学が認められた。文化八年に京都へ出立したが、義倉の会計では文化七年の医学料であり、これは天保七年まで同様である。文化九年の医学料には赤坂村の茂伯も出願したが、茂伯は翌十年に回されることになった。<sup>26)</sup>表からうかがえるように当初は二年続けて支給されていたが、文化十三年に道上村長平が病気のため出発できずに、鞆の猛治へ変更となってからは一年とされた。なお天保四年と

表11 在町医への医学料

年代	在所	名前	遊学先
文化8年	(芦) 府中市	孝安 (木村周安伴)	京都・畑橋洲
9	〃	〃	京都
10	(沼) 赤坂村	茂伯 (玄道伴)	〃
11	〃	〃	〃
12	(安) 道土村	長平 (祐順弟)	? 13年は病気で辞退
13	(分) 藪	猛治 (忠庵伴)	奥州石巻・鈴木玄龍
14	(沼) 金見村	玄順	大和・服部宗軒内弟子
文政元年	(安) 川南村	有俊	? ?
2	(分) 津之郷村	祐伯 (玄順伴)	? ?
3	(分) 田島村	良的 (玄順伴)	? ?
4	(分) 藪	玄春 (林玄立伴)	? ?
5	(深) 千田村	長順 (玄長伴)	? ?
6	(深) 手城村	太兵衛 (松齊伴)	京都「大医」
7	(沼) 松永村	良順	大阪・杉本有慶
8	(沼) 中山南村	秀橘	京都・竹中文俊
9	(芦) 相方村	良順	大阪・吉益家
10	(安) 道土村	杏嶺 (典禮伴)	京都・吉益家
11	(城) 下米屋町	準二 (岩田屋惣左衛門伴)	大阪
12	(沼) 松永村	昌晋 (左仲伴)	長崎・「蘭学仕り度」
天保元年	(深) 千田村	玄叔 (玄長弟)	泉州・坂上俊三
2	(深) 吉津村	杉溪 (武助厄介)	豊前中津・山川敬安
3	(品) 万能倉村	敢藏	筑前糟屋郡・中村正宅
4~5	(城) 船町	見良	京都・奥道一方
〃	(芦) 福田村	信平 (牧翁伴)	長崎・竹内其道
6	(分) 山手村	秀郎 (周門伴)	大阪・池田瑞見
7	(安) 上加茂村	俊作	京都・「医大家」
嘉永2年	(分) 藪	省吾 (三省伴)	江戸・多記楽真院
3	(深) 千田村	桂輔 (三成主水伴)	京都・西島秀益
4	(分) 中津原村	桃吉 (玄常伴)	大阪・吉益掃部
5	(深) 千田村	玄佑 (順吉弟)	備前金川・難波隆元
6	(品) 新市村	俵太郎	江戸・典医三隅紀伊守
安政元年	(安) 上竹田村	玄俊	広島・後藤正顕
2	(芦) 高木村	惣市	大阪・津田玄吾
3	(安) 上加茂村	靖斎 (俊作伴)	大阪・田中内記
5	(深) 深津村	勇造 (与八厄介)	大阪・緒方洪庵
万延元年	(城) 岡町	三圭 (林庵伴)	備前上房郡・貞村謙吾
文久元年	(安) 徳田村	国治郎 (織部伴)	紀伊・華岡階賢
3	(深) 市村	榮作 (晋齋伴)	大阪・緒方拙齋

注)「義倉録」一番~六番、「義倉勘定帳」(各年度)により作成。遊学先の医師名は原史料のまま記した。

五年に遊学した二人への支給額は年に二五〇目ずつであった。

医学料の再開も嘉永二年からである。表で安政四年と六年、および文久二年が抜けているのは、これらの年が「御手医師并に御藩中御医業」へ支給され、在町医師に支給されなかったからである。「御藩中御医業」とは藩医ではなく、藩士の二、三男で医業の道へ転身しようとする者のことである。内田伝右衛門の三男泰素之は藩医の鼓泰安方で修業していた

たのであろうか。以後、慶応二年まで医学料は仕向けられたが、在町医に支給されることはなかった。

書物買入料 「救法目論見」では計上されていなかった書物買入料は、文化七年の趣法替えて仏学講積料と医学料から五〇〇目ずつ振り替えられ、計一貫目の書物買入料が新設された。とはいっても最初の書物買入は文化三年のことであり、儒学料と医学料から六六六匁が支出され、「傷寒論集成」(三八匁)や稻生若水の「本草綱目」(七〇目)など一種類

が、安政四年に京都の百々老郎方に遊学することになり医学料を支給されたが、これは藩医の分の五〇〇目ではなく、在町医の五〇〇目から支給されたのである。安政六年も同様であった。義倉では「在町医師共へ下され銀多人数にて届きかね候」という事態は好ましくないと判断して、「已来都て御藩中御医業御執行料は御手医師方へ下され候内にて」支出してもらいたいと伺い出、藩の方でも「在町願いこれ無く明きこれ有り候時は御藩中の内へ御仕向け」ることと回答している。しかし文久二年は藩医二人に支給されている。在町医の遊学願いが提出されなかった



の冊子が購入されている。また後述する「別段勘定」の銀で文化六年に本棚や押切判・朱肉などを購入しているから、すでに書物の買入は決定されていたと考えてよい。

書物買入料が年間予算に計上されたのは、秋月藩家老某の指摘によるものである。周兵衛が記した「義倉発端手続」によれば、筑前の亀井南冥の門人が義倉の仕組みを尋ねてきたので、周兵衛は「救法目論見」などをもとにあらまし文章をしたため与えたのであった。その後それを秋月藩の家老が見ることとなり、「能き仕組みに候え共落ちこれ有り」という感想を述べたという話しが周兵衛の耳に入ったのである。周兵衛は南冥に手紙を出して、家老の指摘するところを御教示願いたいと依頼すると、南冥は書物買入れの項目がないことが「落ち」であるとの回答をしてきたのであった。

この点について河相典男氏は、周兵衛と南冥を結びつける人物として佐谷恵甫を挙げておられる。恵甫は秋月藩の出身で、南冥の弟子であり、文化八年まで廉塾に学び、茶山からも高弟として優遇されていた。おそらく恵甫を介しての交流であったことは間違いないと思われるが、さらに二人ほど何らかの関わりがあったのではないかと推測される。一人は南冥の子亀井昭陽である。昭陽は文化三年十月に廉塾を訪れたが、それは秋月藩主の参勤交代の途上立寄ったものである。もう一人は文化十年と十一年に医学料を支給された沼隈郡赤坂村の茂伯である（表11参照）。茂伯は以前に「久々九州亀井主水方へ罷り越し」修業していた。亀井主水は南冥のこと

である。茂伯が南冥に義倉のことを話した可能性もないわけではない。いずれにしても佐谷恵甫だけではなく、複数の人物の縁によって茶山や周兵衛と南冥・家老との交流が実現したものと思われる。

ところで文化五年暮に義倉貸銀が没収されたことはすでに述べたが、このとき残った一〇貫目は「別段勘定」として、文政九年まで本会計とは別に運営された。図4に示したように書物買入料は一貫目とされているが、これは正確にいうと、本会計から「別段勘定」に書物買入料一貫目を毎年入れ、「別段勘定」の残高が一〇貫目をわりこまない範囲で書物を買入れることとしたのである。文化七年期末の「別段勘定」有銀が一五貫一九七匁余と見積もられたので、この年度は船賃・本箱代も含めて四貫目弱の買入料となった。「傷寒論集成」や「解体新書」などの医学書が多く、あとは儒学と神道関係の書物で大半を占めた。冊数にして五六七冊であった。これらの書物は藩校弘道館にいったん納められ「在中医者共」などの希望者に貸与された。

翌文化八年は一転して六七九匁の支出にとどまっているが、これは書物買入料の中から弘道館教授伊藤文佐（声汀）へ遊学旅費を五〇〇目支出したからであった。その後、文化九年と十年は一貫目をこえて支出されたが、文化十四年以外は一貫目をこえることはなかった。文政四年に「書物料手当は御囲いなく毎年有銀だけの書物御求め成され度、左候はば追年には急度富み申すべし」という認識をしていたが、図4

によれば書物料は文政六年を最後に中断されることになった。これは前年に「御囲いなく」六貫目で購入した「経解」の代銀を六年までの分割払いにしていたから、文政六年も書物は購入されていないことになる。実際、文政六年以降、本会計からの一貫目も打ち切られ、「別段勘定」から買入料へ支出できる銀額は一九匁余しかなかったのである。こうして嘉永二年に再開されるまで休年となった。銀六貫目で購入した「経解」の巻数はわからないが、こうしたものを仮に一冊として計算すると、これまで購入した冊数は少なく見積もって二五〇〇冊以上であった。

再開後は主に儒学書が購入されたが、安政二年に誠之館が開館となると、五年間医学寮・算法寮・国史寮・洋学寮の各寮へ金五両分の書物を購入して納めることとし、安政四年にはこの年だけ修書寮への手本類が購入された。<sup>36</sup> また神道講積料で述べたように、文久元年と文久三年には神道講積料が書物買入料に追加され、「古事記伝」や「日本書紀」などを購入して郡中の社人に貸与された。<sup>37</sup> その神道講積料は慶応元年から実質的に休年となっていたので、明治元年には四か年分をまとめて書物買入料に渡し、国学書や神道書を購入している。<sup>38</sup> 算法寮や洋学寮など「巨細知らず」と冊数が分からない年も多々あるが、嘉永二年から明治元年まで少なくとも千冊以上が買入れられたのであった。

〔註〕

- (1) 「義倉一件伺書写シ」(文化二年)。
- (2) 河相周兵衛のこうした考え方は、深い交流のあった菅茶山の影響が大きいと思われる。なお茶山の思想については、頼祺一「芸備の漢学(下)」(高校通信東書「国語」一九三三号、一九八〇年)、同「菅茶山の仁政観と政治論(一)(二)」(同前、二五二・二五五号、一九八五年)を参照されたい。
- (3) (9) 「義倉録」三番。
- (4) 以上は「義倉録」一番、「義倉勘定帳」(文化三年)による。
- (5) 「義倉勘定帳」(文化四年)。文化三年の心学講積料が三貫二〇〇目かかったのに対し、この年は五三二匁、翌五年も四七一匁で済んだ。
- (6) 「義倉録」一番。なお安那郡中条村の天野榮吉についてはどのような人物であったか不明だが、文化五年十一月に城下寺町の真宗最善寺や佐渡屋友五郎ら四名が天野榮吉社中惣代を名乗り、和田伯貞ら町方医師惣代に対して、天野榮吉を「義倉方教授」として取り立ててもらえるよう取次ぎを願っている(同前)。その願書によれば、彼らは「師と頼み候人物町方に於いて其の人に乏しく」と訴え、一人「近辺編歴」の「広島足土天野榮吉」のみが頼むにたる人物であるとしている。
- (7) (11) (12) (14) (19) 「義倉録」一番。
- (8) 富士川英郎「菅茶山(下)」(福武書店、一九九〇年)によれば、茶山は文化七年二月と六月に山陽を伴って千田村を訪れている。おそらく周兵衛宅に赴いたものと思われる。ちなみに山陽は翌八年に廢塾を去るが、氏によれば、そのことを黙認した茶山を周兵衛が非難し、そして周兵衛が山陽を再び備後に連れ

戻そうと画策したことに茶山は不快感を覚え、両者は一時不和になったという。

(10) 図4にある文久三年の講釈は城下での心学講釈ではなく、義倉が「郡中小前教諭」として広島坂田万味を招請し、深津郡深津村と沼隈郡松永村で一日ずつ実施したものであった。

(13) 「義倉勘定帳」(文化三年)。

(15) 「義倉行事願文」(文政四年)。

(16) 「義倉録」三番。おおむねこの順番でなされたが、一巡した安政二年からは臨濟宗が加わることとなった。

(17) 「義倉録」六番。

(18) 小寺清先(一七四八—一八二七)。笠岡の稲荷社の社人で、神道や和歌を京で学ぶとともに漢学の素養も深く、山陽地方の国学の先駆者であった。

(20) 「義倉一件何書写シ」(文化二年)。寺社手代の出席は仏学講釈も同様であった。文化三年から同七年まで寺社手代であった矢守多蔵・天野弁右衛門・三村多賀八に金二〇〇疋ずつ褒美として支給されているから(「義倉一件帳」)、少なくともこの期間には寺社手代が神仏講釈に毎日交代で勤めていたと思われる。

(21) 以上は「義倉録」一番による。なお神道講談の内容や玉田主計については、引野亨輔「近世後期の神道講談と庶民教化」(「日本宗教文化史研究」第六卷第二号、二〇〇二年)および「千代田町史」通史編(上)(千代田町役場、二〇〇二年)の近世IV-2(引野亨輔執筆)を参照された。

(22) 「義倉行事願文」(文政四年)。

(23) 「義倉録」三番。

(24) 金見村の中津四方太夫をはじめ、浦崎・外常石・草深・田島村の社人たちが構成される。

(25) (27) 「義倉録」五番。

(26) 以上は、「義倉録」一番による。

(28) なお図4で明治二年に医学料三貫目となっているのは、慶応三年と明治元年の休年分もあわせて藩医の矢守貫一が三年分支給されたからである。

(29) 「義倉録」一番。

(30) 「義倉辰年迄之有銀巳冬勘定帳」(文化六年)。

(31) 河相典男「紙魚のあしあと」(「太陽新聞」二〇〇四年五月二日・十六日・六月六日)。

(32) 前掲富士川英郎「菅茶山(上)」95章。

(33) なおこの「別段勘定」からは書物買入料のほかに、「御家中御教料」(家中仕向銀)三貫目のうち一貫目がここから支出された。

(34) 書物料からのこうしたいわば儒学料ともいえる支出は、文化十三年の田中鉄之丞、文政二年の伊藤健蔵(青藍)、同三年の伊藤貞蔵(竹坡)と数回実施されている。

(35) 「義倉行事願文」(文政四年)。

(36) 「義倉録」四番。

(37) 「義倉録」五番。

(38) 「義倉録」六番。

(2) その他の補助

寺社修復料 「救法目論見」で「神社仏閣修復料」として

表12 寺社修復一覧

年代	寺社名
文化3年	鞆小松寺(臨)、福禪寺(言) 城下船町金比羅常夜灯
文化4年	(深) 深津村專故寺(淨) (安) 下加茂村宝幢寺(言) (深) 深津村岩山神農堂
5	鞆小松寺(臨)、福禪寺(言)
6	城下東町寂円寺(真)
7	〃
8	〃
9	(深) 浦上村光福寺(淨)
10	(沼) 能登原村正瑞寺(法)
11	鞆浄泉寺(淨)
12	(声) 町村榮明寺(言)
13	鞆正法寺(臨)
14	城下寺町道証寺(真)
文政元年	(沼) 中山南村光照寺(真)
2	(声) 広谷村善行寺(真)
3	(深) 三吉村信行寺(真)
4	城下長者町松林寺(臨)
5	(声) 金丸村西門寺(真)
6	(分) 津之郷村月光寺(言)
7	鞆百貫島弁才天社
8	(深) 津之下村浄泉寺(真)
9	鞆本願寺(時)
10	(品) 下安井村安楽寺(言)
11	城下東町寂円寺(真)
12	城下光南町正蓮寺(真)
天保元年	(声) 栗柄村神宮寺(言)
2	鞆南禪坊(真)
3	城下西町妙蓮寺(真)、 龍洞寺(臨)
4	〃
5	(声) 常村宿院(言)
6	(分) 多治米村常福寺(言)
嘉永2年	(品) 向水谷村金藏坊(真)
3	(安) 下加茂村宝幢寺(言)
4	(品) 新市村造場坊(真)
5	(声) 中須村本覚寺(法)
6	(分) 平村阿弥陀寺(淨)
安政元年	鞆本願寺(時)
2	(沼) 長和村正光寺(言)
3	(分) 野上村正福寺(真)
4	(安) 八尋村福正寺(真)
5	(深) 深津村專故寺(淨)
6	(分) 原村安国寺(臨)
万延元年	城下西町妙蓮寺(真)
文久元年	(品) 倉光村明泉寺(真)、 (安) 山野村安楽寺(真)
2	〃
3	(深) 深津村長尾寺(言) (安) 上竹田村薬師庵(言)
元治元年	〃
慶応元年	(安) 東中条村広山寺(言)
2	(深) 深津村光明院(言)
3	(深) 奈良津村良社
明治2年	城下東町洞林寺(淨)
3	(神) 時安村光福寺(真)

一貫目を計上された寺社修復料は、文化三年から実施された。この年は表12に示したように鞆の小松寺と福禪寺、船町の金比羅宮の常夜灯修復に当てられた。鞆の二か寺は文化二年分として、琉球使節の休泊をまじかに控えていた小松寺に七〇〇目、福禪寺が三〇〇目であった。常夜灯に同三年分として一貫目が注ぎこまれたのである。翌四年の專故寺へは五〇〇目、五年の「先達で焼失」した宝幢寺へは一貫目、神農堂へは銀一〇枚(四三〇目)が支給された。六年には再び鞆の福禪寺(七〇〇目)と小松寺(三〇〇目)に支給された。福禪寺は客殿を建替え中で「未だ造作」完了しないから、また小松寺は「段々破損」に及んだからであった。

文化七年の趣法替えでは、寺社修復料一貫目のうち五〇〇目が「御家中様方御仕向」へ振り替えられ、年五〇〇目と半減されている。一年に二か寺対象の場合は二五〇目ずつの支

給である。寺社修復とはいいながら、文化七年以降神社の修復は文政七年の弁才天社と、慶応三年の良社の二社だけであった。また寺院を宗派別にみると真宗寺院が二三か寺、真言宗寺院が一七か寺と圧倒的に多い。これはこの二派が格別に困窮していたというわけではなく、福山領内において真言宗と真宗の寺院が多かったことの結果であろう。

こうした修復料の出願手続きなどは明らかにならないが、「大破」「焼失」によって再建修理の目的がたっていない寺院に支給された場合が多いようである。文化九年の光福寺は「堂・厨裏共焼失」していたが、もつともこれ以前に安那郡八尋村神宮寺と同郡川北村西福寺も火災にあった。義倉はこの二か寺については「追々再建も出来居り、神宮寺等は大舩相調え候様承り候に付き、当申年光福寺を伺い上げ奉り候」と推薦している。なおこのときには深津郡吉津村庚申堂も願い出していたが、「此の分神社仏閣というには相当らず」と却

下されている。また文化十三年に支給された正法寺は火災や極端な大破にあつたわけではないが、「当住未だ若年に御座候え共、勤め方宜しき出家にて追々修覆も相調え、来春は大取行い候由」であるから支給されたのであつた。

このころになると修復料への出願が多くなつてきたのであらうか、文政七年には翌年から同十一年までの仕向願があらかじめ決められている。しかし同十年に予定されていた軻浄歎寺と十一年の沼隈郡常石村宝田院には支給されず、また文政九年には「当年遊行上人御止宿に付き、急に本堂再建」することになった軻の本願寺が採用されるなど、臨機応変の処置がとられた。

嘉永二年の再開後については、安政六年の安国寺の事例を紹介するにとどめておこう。

原村安国寺兼て無禄無旦那にて諸堂大破に及び候処、此の度中興院主遠忌執行に付き相州鎌倉東海和尚請招、当月中旬より五月下旬迄大法会相勤め度の処、諸堂雨露凌ぎ兼ね取繕い行届き申さず難渋に付き、義倉当未歳修理料御手当銀御救い願ひ出候、(中略)此の度年回に相勤り候院主は軻津町中繫ぎ米の取計い向きは致し置き候、厚き由緒これ有るに付き衆人挙げて帰依いたし、右入用方余程寄進御座候え共足り合ひ申さず付き、御救い願ひ出候趣に相聞え申し候

由緒あるさしもの安国寺も「無禄無旦那」で窮乏していたことがうかがえる。安政六年四月からの「中興院主」の遠忌

の大法会を執行するにあたって、軻町民の繋ぎを受けたが、それでも修理代や法会執行費用に不足するので、義倉の寺社修復料を願ひ出たのであつた。

旧家御救銀 「在町旧家の者共へ御救料壹貫目」と「救法目論見」に書いてあるだけで、なぜ旧家へ御救料を支給しようとしたのか周兵衛は何も述べていないが、家の相続が重視された当時、由緒ある旧家の没落を目の当たりにして、その相続や家名再興に援助の手をさしのべようとするのは、新興の豪農層にとつては一種の報恩的な倫理観によるものであらう。そしてその対象もたんに古い家柄というだけでなく、「庄屋役」「御国役」など、かつて藩政や地域社会に貢献してきた旧家が対象とされたようである。

最初の御救銀は文化四年で、このときは前年分も含めて銀二貫目が支給された。この年度は「兼て難渋」していたうえに、この春類焼した府中市の西城屋友右衛門と神辺の尾道屋七郎治に一貫目ずつ支給された。翌五年も二貫目が支出された。すなわち府中市の白銀屋太郎左衛門に一貫目、城下長者町船木屋佐四郎と軻鍛冶屋町松屋長左衛門に五〇〇目ずつ支給され、文化六年からは図4に示したように一貫目となった。以下、主だった事例を紹介しよう。

文化九年、「上魚ノ店」(上魚屋町)一帯が類焼した。藩では「御掘端の家々の分御城内近く」であり、「御要害の御為」にもこれらの家の屋根を瓦葺にすることを命じたので、義倉では旧家御救料を転用して瓦葺の助成としている。また文政

五年にはこうした旧家へ低利で融資し「立直し致させ度」ことを計画するが、「其の類数多御座候」状態では義倉の勘定に大きな影響を与えることは明らかであった。そこで義倉は旧家で経営危機に直面している者のうち「人物を見立て、如何にも立直るべき者」を特別に二人選び、月利五朱（年利六%）で一人一五貫目ずつ貸与し、元銀は八年賦の返済とすることとし、「八年ぶりに兩人ずつ立直させ候」ことをめざした。そしてこの三〇貫目は利銀返済が滞っている口入銀五〇貫目のうちから三〇貫目下げ渡してもらうこととし、在方は沼隈郡山南の桑田喜兵衛、町方は西浜屋七右衛門に貸渡したのであった。しかし第二回目となる天保二年にはこの銀三〇貫目が旧家二人に貸渡されることはなかった。もちろん図4に示したように、これまでの銀一貫目の御救銀はこれまで通り天保七年まで続けられた。

寺社修理料と旧家御救銀はこれまで「歎願申し出候分数多」であった。弘化三年、義倉は「年延べに相成り候ては（出願者が）力を落と申し申す」であろうから、右二株だけは再開したいと願ひ出ている。旧家御救銀は他の仕向銀より一年早い嘉永元年に再開され、芦田郡下有地村の社人小田周防守に支給されたが、これには右の歎願が影響しているのであろうか。翌二年は城下神島町中市の草戸屋栄三郎に仕向けられたが、このときの義倉の藩への伺いはかなり長文である。

草戸屋は栄三郎の祖父与七郎代には「身体相応に渡世仕り」、「義倉目論見発端」のとき、「御城下町人長立ちのもの

へ拾貫目或いは拾五貫目と申す様に割合仕り相預けの砌に、与七郎は一五貫目を引き受けたのであった。一四貫五〇目まで元銀を返済していたが、二代目与七郎代には「身体向き不如意」となり、天保八年まで「年々居貸付」すなわち元銀はそのままで利足分のみ支払った。しかし翌年からはその利足も払えなくなり、嘉永二年には「利倍相嵩み元利辻銀壹貫五百五拾七匁七分」となったのであった。こうした場合には従来町役人が質入地を売却して元利を返済させた。このときも草戸屋へ町役人は「厳しく申し談じ」たけれども、義倉では「元来義倉方より人柄を撰び貸付け候訳柄も御座候間、質物取揚げ返納申し付け候も余り厳敷くし過ぎ候様にも存じ奉り候」と判断し、結局は「元祖与七郎儀さのみ旧家と申すには御座無く候え共」、旧家御救銀を栄三郎に支給してそれを返済にあてさせ、残りの五五七・七匁は「旧縁由緒を以て御帳消し」としたのであった。

その後も仕向は慶應二年と同四年を除いて明治三年まで実施された。嘉永六年に支給された芦田郡広谷村有馬久右衛門について最後にふれておこう。

右の者水野様浪人にて代々広谷村に住居仕り相当に罷り暮し居り候処、連年困窮に落ち入り必至に相逼り極難渋の趣に相聞え候間、旧家御救い御手当銀の内当春五百目、来暮五百目兩年共御仕向け成し下され度存じ奉り候。

有馬家は毛利輝元の家臣で広谷村に土着し、その後福島氏、水野氏に仕官してきた家柄であった。有馬家は半人となつて

も自らを郷士と位置付け、百姓と一線を画しながら幕末に至るまで仕官の道を模索していた。「相当に罷り暮し」ていたとされるものの、さすがにこの時期には物価の高騰などで困窮したのであろう。

家中仕向銀と諸役料 役料の意義については本稿(上)ですでに述べたので、ここではその後の経過を中心に述べていく。まず家中仕向銀からみていこう。この銀は勘定所納めとなっており、勘定所においておそらく窮乏する藩士に支給されたものと思われるが、どのような使用のされ方をしたのかは判明しない。また図4に示した文化七年以前の家中仕向銀と年番家中役料の銀額も確かな数値ではないのである。少し些細な検討をすると、図4では家中仕向銀が文化五年と六年分が四貫七八〇目となっているが、これは両年の「義倉勘定帳」に勘定所納め六貫二六〇目のうち「御家中御仕向」が四貫七八〇目と記されているからである。しかし文化七年の趣法替えでは「御家中様方御仕向銀」は三貫目とされたが、「但し先積り老貫目の処」、寺社修復料と儒学料から五百目ずつ、「別段勘定」から一貫目の計二貫目を加えて三貫目にしたとある。つまり「救法目論見」では勘定所納め六貫二六〇目のうち四貫八九〇目が家中仕向銀とされているが、実際には文化二年から一貫目であり、そして役料が残りの五貫二六〇目であったことは間違いないと思われる。文化五年に家中仕向銀が四貫七八〇目となっているのは、いわゆる家中仕向銀のことではなく役料や褒美銀として家中に支払っ

たもので、残りの四八〇目が大庄屋二名と城下宿老一名の年番掛りに支払われたのである。

ともあれ銀一貫目から三貫目に増額された家中仕向銀は、翌文化八年にさらに金三〇両が追加された。これは「江戸御家中様方の内御難渋御救金」であった。また文政六年には三貫目の家中仕向銀に一貫二〇七匁余が、江戸詰めの藩士には七二五匁余がそれぞれ増銀となった。これらを合計すると銀換算で六貫八八九匁余の額となる。経営が思わしくなかった文政九年、義倉は家中仕向銀について「近年余程御手余りに相成り居り候趣承知奉り候、左候はば暫時御休み成し下され候ても御間に合い申すべし」と、家中仕向銀が十分使われていないことを指摘して、しばらくの休年を願っている。<sup>10</sup>翌十年には文政六年に増額となった福山・江戸家中双方の増額分も、儒学料や神道講釈料などともに休年とすることを申請したが、図4に示したように福山と江戸の家中仕向銀は休年となることなく明治初年まで続けられた。これは藩財政の窮乏を反映しているものといえよう。

次に年番役料を検討しよう。文政三年に「掛り役料の儀救い筋の儀に付き、役分の者だけは仮令下賤の役前にても其の料なしにて勤むべし迎、辞退に及び受納致さず忒、三年も過ぎ行き候」と述べられているが、これは文化七年以前のことであり、勘定所は銀を受納するものの家中に役料として支給することはなかったのである。文化七年には六〇〇目の増しとなり五貫八六〇目となったが、図4に示したように、調達

人たちが運営の中核となった文政六年には三貫五一一匁、文政十年には二貫九四〇目と減額されていた。しかし調達人役料（勘定掛り）と郡部に依頼していた貸付質地調べ掛り役料は、実際に仕事をしているのであるから天保・弘化年間にも引続き支給され続けた。なお図4にある城下・軈津宿老役料は「義倉御用向き相勤め候に付いての御会積」ではなく、ただ「宿老役の場出精に付き御褒美として下し置かれ候」銀であり、一町につき銀二枚と定められていたものである。

その他の補助金 川口と城下を結ぶ入川は物資の搬出入路として「城下町商業の生死を決するもの」であったが、この小運河は土砂がたまりやすく定期的に川浚えを行わなければならなかった。この川浚えも文政初年からは義倉資金で行われるようになったようである。「義倉発端手続」には次のように記載されている。

○御城下入川浚え三拾貫目元銀の儀も、右義倉大坂調達百五拾貫目御国調達方へ振替と相成り候間銀を以て指し上げ候

○入川浚え費は此の後も年々出金せり、金員は壹貫五百

目位、年々不同もあり  
大坂五軒屋が出資した一五〇貫目が一〇〇貫目の返済で完済と見なしてくれたことは、本稿（上）ですでに述べたが、そこで義倉はその差額五〇貫目のうち三〇貫目を入川浚えのための元銀とし、その利息のうち五%にあたる一貫五百目ほどを藩もしくは町方に毎年醸出していたものと思われる。な

おこの入川浚え料も文政十年から嘉永元年まで休年とされた。

義倉ではこうした補助金のほか、村々の歎願によって臨機応変の処置がとられていた。天保五年には交通の要衝であった「芦田川筋神島村渡し」の仮橋・架橋の費用を支出した。また城下から中津原村を通って府中市に向う道に橋はなく、渡船往来であったが、文久元年には渡し守賃銀をはじめ渡船積り入用からそのほか雑費まで負担して、「御救いの一助」としての役務を全うしようとしたのである。こうした補助は「義倉録」に多く散見されるが、紙数の制約もあるので省略せざるをえない。

これまでみてきたように、これらのいわば社会事業のほとんどが文政十年、あるいは天保七年から嘉永二年まで中断のやむなきに至った。この理由は文政六年の大旱魃と天保七年前後の大凶作にあった。「豊年には飢え候窮民はこれ有る間敷く候え共、小百姓・水呑・裏貸家者等難渋者数多これ有り」、こうした難渋者への大量の救米の醸出を文政六年と天保七年に経験した義倉は、教育・学問への補助を中断して、「窮民御救い」に備えて銀を積み立てておく必要にせまられたからであった。これは「金銀米穀国用に相立て候を以て宝に御座候」という義倉の公益事業の精神と、「万代不朽」という義倉の永続とのバランスを考慮した処置であったと評価できよう。



〔註〕

- (1) 以下の記述は「義倉録」一番による。
- (2) たとえば文化十一年の淨泉寺は表屋周午、天保三年の龍瀨寺は「奥山隆助殿」から願いが出されている。おそらく門徒惣代であろう。また同年の妙蓮寺は「直願い」、天保六年の常福寺は兼帯の日光寺から出されている。
- (3) 「義倉録」五番。
- (4) 以上の記述は「義倉録」一番による。
- (5) (7) (12) 「義倉録」三番。
- (8) 拙稿「水野家牢人と村落社会」(科学研究費補助金研究成果報告書「文献学・歴史学の方法を活用した森鷗外「北條霞亭」の総合的研究」一九九七年)。
- (9) 「義倉勘定帳」(文化八年)。「義倉録」には関連した記事がないので、藩側が一方的に決定・通達したのであろうか。
- (10) (15) 「義倉録」二番。
- (11) 「義倉録」一番。
- (13) 「福山市史」中巻、一五八頁。
- (14) 「義倉勘定帳」(各年度)。
- (16) 「義倉録」五番。
- (17) (18) 「義倉行事願文」(文政四年)。
- (19) 「義倉発端手続」(「義倉録」二番)。

おわりに

当時官尊民卑の最も甚だ敷き時勢に際し、民立会社は孤

立以て永遠独行の基礎を立つる事を得ざるのみならず、傍ら慈善の業を目的とせる義倉に於いては特に情勢を免れざるを以て、其の創始の時よりして旧福山藩に対し特別保護を請求し、(中略)終に(維新後も)最初創立の性質に基き行政庁、是等民業の干渉を為す事を肯んぜず、義倉は一己の私立会社にして民間に特立するに至れり

これは明治二十四年、旧藩士たちが義倉の帰属をめぐって訴訟を起したことに對して、被告たる義倉調達人たちの答弁書の一節である。注目すべきは「最初創立の性質」を「私立会社」「民立会社」と規定している点であり、旧藩時代は「官尊民卑」の考えが強かったから藩の「特別保護」を受けていたのだという。そしてその「民立会社」は「慈善の業を目的」としていた点において公益法人の性格を有していたことも否定できないであろう。

河相周兵衛は中井竹山の「社会私議」を参考にしながらも、それとはまったく異なる義倉像を提示した。すなわち永続のための営利活動に加えて、社会(慈善)事業と地域産業の育成という三位一体をめざしたことである。そして「田徳實利」という営利活動についても「中以下の格別助けに御座候」と認識していた。周兵衛はただ窮民に米穀を配布するといった社会・義倉の機能では、福山藩の社会経済的状况に對應できないことを看破していたのではなからうか。義倉の設立が天明大一揆に象徴される農村・農民の疲弊に對応した豪農層の対策であるとよくみられがちであるが、当時の豪農層はその

ような単純な農本主義的認識を持つていたわけではないだろう。くり返すことになるが、木綿等の生産・流通を中心とした活発な経済活動や金融取引が展開していた地域社会のなかで、朱子学の説く社会・義倉ではもはや十全な効果がえられないと認識していたものと思われる。周兵衛たちが義倉を「諸国に社会・義倉数々御座候え共、御国の如きは無類」と自画自賛しているのは、その類い稀な地域社会認識に基づいたものといえよう。

〔註〕

- (1) 「義倉勘定方改撰の訴ニ対スル答弁書」(明治二十四年)。
- (2)(3) 「義倉録」一番。

〔付記〕本稿では二、三社会事業の展開のなかで(3)義倉の救恤活動について検討する予定であったが、紙数を大幅にオーバーするので省略せざるをえなかった。これについては別稿を用意したい。